社会福祉法人プレジール 指定地域密着型介護老人福祉施設いちの倉 運営規程

第一章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人プレジールが設置する指定地域密着型介護老人福祉施設いちの倉(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め施設の運営を図ることを目的とする。
- 2 この規程は、社会福祉法人プレジールが設置運営する施設の運営及び 利用について準用するものとする。
 - この場合、この規程における「管理者」は「施設長」に、「従業者」は「職員」にそれぞれ読み替えるものとする。

(基本方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者 一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰 を念頭に置いて、入居前の居住における生活と入居後の生活が連続した ものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社 会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービ スの提供に万全を期するものとする。

(定員)

- 第3条 施設の定員は29名とする。
- 2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号にあげるとおりとする。
 - 一 ユニット数 3ユニット

第二章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分)

- 第4条 施設に次の従業者を置く。
 - 一 管理者1名
 - 二 事務員1名

- 三 生活相談員1名(併設短期入所生活介護と兼務)
- 四 計画担当介護支援専門員1名
- 五 介護職員10名以上
- 六 看護職員1名以上
- 七 機能訓練指導員1名(看護職員と兼務)
- 八 医師(嘱託医)1名
- 九 栄養士又は管理栄養士1名以上(併設短期入所生活介護と兼務)
- 十 調理員等(併設短期入所生活介護と兼務)
- 2 前項において「計画担当介護支援専門員」とは、第15条に規定する 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員を指すものと する。
- 3 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置く ことが出来る。

(職務)

- 第5条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。
 - 一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実地状況の把握その他の管理を一元的に行う。

管理者に事故があった時は予め理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、 入居者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言 その他の援助を行う。

四 介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入 居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス 計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

五 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保 健衛生業務に従事する。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 医師

入居者の診察、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 栄養士又は管理栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

十 調理員

入居者に提供する食事の調理業務に従事する。

(事務分掌)

第6条 従業者ごとの事務分掌及び日常業務の分担については管理者が別に定め、入居者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

(会議)

- 第7条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。
 - 一 ユニット会議
 - 二 リーダー会議
 - 三 施設サービス計画に関する会議
 - 四 入居者に提供する食事に関する会議
 - 五 その他管理者が必要と認める会議
- 2 会議の運営に必要な事項は管理者が別に定める。

第三章 入居及び退居

(入居)

- 第8条 入居申込者の施設への入居は、入居申込者と施設の契約により行 うものとする。
- 2 管理者は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入居契約の締結を拒むことはできない。
- 3 管理者は、予め入居申込者又は身元引受人(家族等)に対し、この運営 規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制そ

の他入居申込者の選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を 交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入居申 込者の同意を得るものとする。

4 生活相談員又は計画担当介護支援専門員は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び介護認定の有効期限を確かめるものとする。

介護認定を受けていない入居申込者に対しては、要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われない場合は入居申込の意思を踏まえ、速やかに 当申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

5 生活相談員又は計画担当介護支援専門員は、要介護認定の更新申請が 遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を 行うものとする。

(面接及び調査)

第9条 管理者、生活相談員、計画担当介護支援専門員、看護師、介護士 及び医師は、新たに入居した入居者に対して心身の状況、特性、経歴、 学歴、技能、家庭環境、信仰、趣味、嗜好、その他の心身に関する調査、 検診を行い、その結果を記録保存しておくものとする。

(入居時の書類等の引継ぎ)

- 第10条 入居者又は身元引受人(家族等)は入居時の契約に基づいて、入 居者の次の書類等を用意し施設担当者に引継ぐことができる。
 - 一 健康保険証
 - 二 介護保険制度における被保険者証
 - 三印鑑
 - 四 所持する金品
 - 五 その他必要と認める書類等
- 2 管理者は、前項で定める書類及び金品を引き継いだ入居者について、 第12条に規定する事由により契約が終了した場合には、身元引受人 (家族等)と協力し、民法等関係法令の規定及び公序良俗に反しない手続 により、引き継いだ書類及び金品の処分を行うものとする。
- 3 第1項及び第2項に規定する事項の具体的な取り扱いについては、管理者が別に定める。

(貴重品等の保管)

- 第11条 管理者は、前条第1項に規定する書類及び所持金品を受領した時は、管理者が管理責任になるとともに、取り扱い職員を定めるものとする。
- 2 管理者は、金銭出納簿と保管金品を定期的に照合確認(検証)しなければならない。
- 3 第1項から第3項までに規定する事項の具体的な取り扱いについては、 管理者が別に定める。

(退居)

- 第12条 管理者は、入居者に次の事由が生じた場合は、身元引受人(家族等)に対し、7日間の期間を定め、その事由を付して契約の解除について予告するものとする。
 - 一 入居者が無断で退居し、3日間経過しても帰居の見込みがないとき。
 - 二 入居者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院することが見込まれるとき。
 - 三 入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
 - 四 入居者が負担すべき費用を3ヶ月間滞納したとき。
- 2 入居者に次の事由が生じた場合は、契約終了する。
 - 一 要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。
 - 二 入居者が死亡したとき。
 - 三 入居者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
 - 四 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
 - 五 入居者が入院した後、おおむね3ヶ月を経過しても退院できないと き。
 - 六 他の介護保険施設への入所が決まり、その受け入れができる状態になったとき。
- 3 管理者は、入居者の退居に際しては保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、円滑な退居のために必要な援助をするものとする。

(入居者の入院中の取り扱い)

第13条 管理者は、入居について入院する必要が生じた場合であって、 入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、 その者及び身元引受人(家族等)の希望を勘案し、必要に応じて適切な便 宜を供与するとともに、やむを得ない事由がある場合を除き、退院後再 び円滑に入居することができるようにするものとする。

第4章 入居者に提供する施設サービスの内容及び費用の負担

(基本原則)

- 第14条 施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、第15条に規定する施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。
- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものと する。
- 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、 入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身 の状態等を常に把握しながら適切に行うものとする。
- 5 従業者は、施設サービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- 6 入居者の被保険者証に介護保険法第87条第2項に規定する認定審査 会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して施設サービスを提 供するものとする。
- 7 施設サービスに提供に当たって、入居者の人権に十分配慮し、心身的 虐待行為の禁止は勿論のこと、入居者の生命又は身体を保護するためや むを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行 ってはならない。また、入居者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、 信条等によって差別的又は優先的取り扱いを行ってはならない。

(施設サービス計画)

第15条 計画担当介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営む上で入居者が解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及び

- 達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施 設サービス計画の実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握を行い、 必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、第1項に規定する施設サービス計画の原 案及び第2項に規定する変更案について入居者に対して説明し、同意を 得るものとする。

(介護内容)

- 第16条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、 自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に 応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。
 - 一 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況に応じて、それぞれの役割をもって行うための適切な支援
 - 二 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、 適切な方法による入浴の機会の提供(入浴がさせられないときは清拭)
 - 三 排泄の自立についての必要な支援
 - 四 おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切 な切り替え
 - 五 離床、着替え、整容等の日常生活の行為の適切な支援
 - 六 褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を 防止するための体制の設備

(相談及び援助)

第17条 生活相談員は常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

- 第18条 施設は入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 施設は入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続き について、その者又は身元引受人(家族等)において行うことが困難であ る場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

- 3 施設は入居者の身元引受人(家族等)との連携を図るとともに、入居者とその身元引受人(家族等)との機会を確保するよう努めるものとする。(食事の提供)
- 第19条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。
- 2 管理者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 3 予定献立は1ヶ月単位で作成し共同生活室に提示する。
- 4 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。
- 5 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、 その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し。 共同生活室で食事を摂ることができない入居者にあっては、居室に配膳 し必要な食事補助を行うものとする。
- 6 検食は原則として食事の前に実施するものとし、実施に関して必要な事項は管理者が別に定める。
- 7 調理業務に従事する職員にあっては、特に身辺の清潔に留意するとと もに月1回以上の検便を受けなければならない。
- 8 調理室、食品貯蔵庫及び調理員専用便所は関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔にしておかなければならない。

(機能訓練)

第20条 施設は入居者に対し、施設サービス計画に基づいてその心身の 状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を 防止するための訓練を行う。

(健康管理)

- 第21条 管理者は常に入居者の健康の状況に注意するとともに、6ヶ月 に1回以上の定期健康診断を実施し、その記録を個人別に記録しておく ものとする。
- 2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用器材具を備え付ける。
- 3 入居者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。

(施設サービスの利用料及び費用等)

- 第22条 第16条から第21条に規定する施設サービスの提供は、介護 保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。
- 2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項 については、入居者から費用の支払いを受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 居住に要する費用
 - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事 の提供に要する費用
 - 四 理美容代
 - 五 全各号のほか、日常生活において通常必要となるものであって、 入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
- 3 前項第五号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。
- 4 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、入居者又は 身元引受人(家族等)に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して 説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から 第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- 5 第2項及び第3項に規定する施設サービスの提供に係る会計及び第1 6条から第21条までに規定する施設サービスの提供に係る会計は、それぞれ施設が行う他の事業会計と区分するものとする。
- 6 管理者は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当請求に基づき入居者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ入居者に交付するものとする。また、【指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準】(平成18年厚生労働省告示第126号)に規定する「法人代理受理サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払を受けた時は、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。
- 7 管理者は、前項に規定する食費及び居住費の額を変更する時は、予め 入居者又は身元引受人(家族等)に対し、変更後の額及びその根拠につい て説明を行い、同意を得なければならない。

(入居者に関する市町村への通知)

第23条 管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(入居者に関する市町村への記録)

- 第24条 施設サービスの実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握に 資するため、施設サービスの提供においては次に掲げる記録を整備する ものとする。
 - 一 施設サービス提供に関する記録
 - イ 施設サービス提供に関する記録
 - ロ 施設サービスの提供の状況及び入居者の施設での生活の経過に 係る記録
 - 二 第23条に規定する市町村へ通知にかかわる記録
- 2 前項に掲げる記録については、その完結の日から2年間備えておくも のとする。

第5章 施設利用にあたって入居者が留意すべき事項

(外出及び外泊)

- 第25条 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度行き先 ・用件・施設への帰着する予定日時を管理者に届け出て許可を得なけれ ばならない。
- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を 申し出なければならない。

(面会)

第26条 入居者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し 管理者の確認を得て面会しなければならない。また、感染症予防対策等 で面会を中止する場合はオンライン面会を実施する。

(健康保持)

第27条 入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

(身上変更の届け出)

第28条 入居者は、身上に関する重要な変更が生じた時は速やかに管理者に届け出なければならない。

(禁止行為)

- 第29条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。
 - 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をすること
 - 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること
 - 三 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること
 - 四 その他管理者が定めること

(損害賠償)

第30条 入居者が故意または過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

第6章 緊急時等の対応

(緊急時等の対応)

第31条 施設は、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの配置医師との連携方法や診療を依頼するタイミング 等、入居者の病状の急変等に備えるための対応方針を定める。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第32条 管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくととも に、定期的に必要な訓練を行うものとする。
- 2 入居者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

第8章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止の対応)

- 第33条 施設は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、 次の各号に定める措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業員に対 する研修の実施。

- 二 施設が整備した虐待防止のための指針の策定。
- 三 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

第9章 その他施設の運営に関する重要事項

(施設サービス)

第34条 管理者は、自ら施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

- 第35条 管理者は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ 適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速 やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告 するものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 管理者は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取り扱いも行ってはならない。

(身体拘束の制限)

- 第36条 従業者は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は 他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除 き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」 という。)を行ってはならない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、入居者又は家族等に現在 の状態を説明し同意を得た上で行い、また、その態様及び時間、その際 の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければな らない。
- 3 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3ヶ月に 一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従 業者に周知徹底を図る。

- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(秘密の保持)

- 第37条 従業者は、業務上知り得た入居者又は身元引受人(家族等)の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。
- 2 管理者が居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、予め文書により入居者の同意を得るものとする。

(衛生管理)

- 第38条 管理者は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。
 - 一 衛生知識の普及
 - イ 感染症の発生又はまん延の防止を図るための対策を検討する委員会を3ヶ月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ロ 感染症の発生又はまん延の防止を図るための指針を整備する。
 - ハ 介護職員その他の従業者に対し、感染症の発生又はまん延の防止 を図るための研修、訓練(シュミレーション)を定期的に実施する。
 - 二 年2回以上の大掃除
 - 三 月1回以上の整理整頓
 - 四 適官の消毒
 - 五 その他入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発 生又はまん延の防止に必要な事項

(事故発生時の対応)

- 第39条 管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には 速やかに市町村及び身元引受人(家族等)に連絡するとともに、必要な措 置を講じるものとする。
 - 一 事故発生の防止のための委員会を3ヶ月に一回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 三 事故発生の防止のための研修を定期的に実施する。

- 四 事故発生の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(地域と連携)

第40条 管理者は、その運営にあたっては、地域との交流を図るものと する。

(改正)

第41条 この規程の改正は理事会の決議により行う。

(附則)

- この規程は、平成22年1月8日から施行適用する。
- この規程は、平成30年6月1日から施行適用する。
- この規程は、令和3年6月1日から施行適用する。
- この規定は、令和6年8月1日から施行する。

第22条関係(別表)

1. 食費・居住費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定証対象者以外

(1日あたり)

食費	1, 520円 (朝食:420円・昼食:550円・夕食:550円)
居住費(ユニット型個室)	2,066円

(2) 介護保険負担限度額認定証対象者

(1日あたり)

食費の負担限度額	負担段階第3段階	650円
	負担段階第2段階	390円
	負担段階第1段階	300円
居住費の負担限度額 (ユニット型個室)	負担段階第3段階	1,370円
	負担段階第2段階	880円
	負担段階第1段階	880円

2. その他の費用

理美容代	1回 2,500円
特別な食事代	実費
私物の洗濯代	実費
電化製品の電気代	実費
レクリエーション費用	実費